

平成29年度後期山口大学授業料免除申請のしおり

山口大学学生支援部学生支援課

山口大学では経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる方に、本人の申請に基づき選考の上、各期分授業料の全額又は半額を免除することができます。免除を希望される方は、このしおりを熟読の上、申請してください。

なお、平成29年度前期分の授業料免除申請をされた方は、提出書類を簡略化することができます。詳細は、10頁の「6 提出書類の簡略化について」をご確認ください。

1 申請対象者

次のいずれかに該当する方を申請対象者とします。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生
- (2) 平成29年4月1日から平成29年9月30日の期間に、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難と認められる学生

※平成29年10月1日時点で、留年中または修業年限超過の方は原則申請できません。ただし、留年又は修業年限超過が特別な事情による場合は、申請を受理することができますので、学生支援課学生サービス係（共通教育棟本館1階8番窓口）までお問合せください。

※「学業優秀と認められる学生」について

学業優秀と認められるかどうかの基準は、以下に掲載しています。

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#03>

2 申請期間

平成29年7月31日（月）～平成29年8月23日（水）

平日のみ、9：00～17：00

※土日及び祝日は受付を行いません。また、一斉休業期間中も受付を行いません。

一斉休業期間は、各キャンパスにより異なります。受付窓口にて確認してください。

※申請期間及び受付時間を厳守してください。申請期間後は、いかなる理由があっても受理しません。

3 申請方法

- (1) 必要書類を準備する（必要書類の詳細は「5 提出書類」を参照）。
- (2) 授業料免除申請システム操作マニュアルを参照しながら、授業料免除システムへ必要事項をWEBにより入力し、「本人調書」をプリントアウトする。
- (3) 受付事前チェックシートで確認後、「(1) で準備した必要書類」と「本人調書」を「4 申請書類の提出場所」へ提出する。

※授業料免除システムへログインできる期間は、「2 申請期間」に記載されている期間と同じです。また、ログインは山口大学内からのみ可能です。

※技術経営研究科（MOT）所属でない方が、MOT広島・福岡教室にて授業料免除システムへログインすることは認められません。

※授業料免除申請システムは、こちらからログインできます。

<http://ds26.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~ga113/menjo/index.php/users/login>

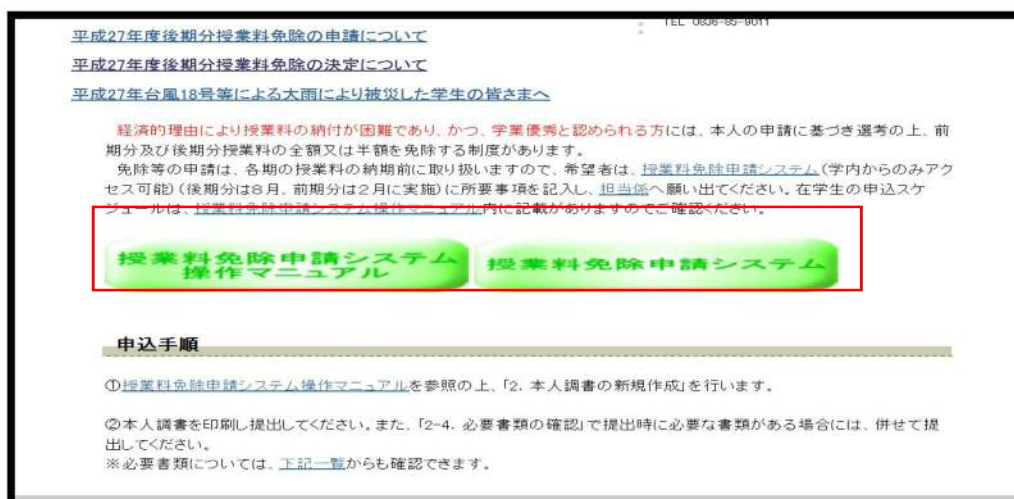
※授業料免除申請システム操作マニュアルは、こちらから確認できます。

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/syorui/manual.pdf>

※学内でプリントアウトできる場所や方法については、こちらから確認できます。

<http://www.cc.yamaguchi-u.ac.jp/guides/gakunai/printer/>

国立大学法人山口大学 HP → 在学生の皆様 → 学生生活の手引き → (2) 入学科・授業料



TEL 0836-85-8011

[平成27年度後期分授業料免除の申請について](#)

[平成27年度後期分授業料免除の決定について](#)

[平成27年台風18号等による大雨により被災した学生の皆さまへ](#)

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方には、本人の申請に基づき選考の上、前期分及び後期分授業料の全額又は半額を免除する制度があります。免除等の申請は、各期の授業料の納期前に取り扱いますので、希望者は、[授業料免除申請システム](#)（学内からのみアクセス可能）（後期分は8月、前期分は2月に実施）に所要事項を記入し、[担当係](#)へ願い出してください。在学生の申込スケジュールは、[授業料免除申請システム操作マニュアル](#)内に記載がありますのでご確認ください。

[授業料免除申請システム操作マニュアル](#) [授業料免除申請システム](#)

申込手順

- ①授業料免除申請システム操作マニュアルを参照の上、「2. 本人調書の新規作成」を行います。
- ②本人調書を印刷し提出してください。また、「2-4. 必要書類の確認」で提出時に必要な書類がある場合には、併せて提出してください。

※必要書類については、[下記一覧](#)からも確認できます。

4 申請書類の提出場所

所属学部・研究科	提出場所
人文学部，教育学部，経済学部，理学部， 農学部，共同獣医学部，国際総合科学部， 医学部・工学部の1年生， 人文科学研究科，教育学研究科， 経済学研究科，医学系研究科（理・農）， 創成科学研究科（理・農）， 理工学研究科（理），農学研究科 東アジア研究科， 連合獣医学研究科の学生	学生支援部学生支援課学生サービス係 （共通教育棟本館1階8番窓口）
医学部の2年生以上， 医学系研究科（医）の学生	医学部学務課教育・学生支援係
工学部の2年生以上，医学系研究科（工）， 創成科学研究科（工）， 理工学研究科（工）， 技術経営研究科の学生	工学部学務課学生係

5 提出書類

※提出書類について質問がある場合は、学生本人が、以下①または②の方法により質問をしてください。申請期間中は、窓口が大変混み合いますので、電話での質問は控えてください。なお、直接窓口に質問に来る場合は、対応時間内（8：30～17：15）に来てください。

①直接窓口に来る

②メールで質問する

※メールで質問をする場合、最低限、氏名と所属学部をメール本文に入力してください。氏名と所属学部が入力されていない場合は、質問に答えません。

(1) 申請者全員が提出する書類

1～3の書類が完全に揃っていない場合は、申請を受理することができません。

提出書類	留意事項
1 授業料免除願（原本） ※様式は以下のURLからダウンロードしてください。 http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#04	<ul style="list-style-type: none">・申請者本人がワードで作成してください。<u>チェック欄に入れるチェックは手書きでも構いません。</u>・平成29年度後期授業料免除申請用の授業料免除願で作成してください。過年度の様式で作成した場合は、再作成してもらいます。
2 本人調書（原本）	<ul style="list-style-type: none">・入力方法については、授業料免除申請システム操作マニュアルを参照してください。入力完了後、A4サイズの内紙にプリントアウトをして提出してください。・プリントアウトができる場所や方法については、「3 申請方法」に記載してあります。
3 <u>平成29年度（平成28年分）</u> の所得・課税証明書（原本） ※①所得の種類・金額，②住民税課税額の2点が記載されている「所得・課税証明書」を提出してください。	<ul style="list-style-type: none">・「2 本人調書」に入力した同一生計家族全員分が必要です。無収入の家族（専業主婦，15歳以下，高校生など）も例外なく必要です。・市区町村によっては，無収入の者の場合，所得・課税証明書が発行できないことがあります。その場合は，<u>住民税非課税証明書</u>を提出してください。・外国人留学生で，2016年1月1日時点で日本に居住していない場合は，提出の必要はありません。 <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・申請者本人の兄弟姉妹で，同居はしているが別生計の場合，その兄弟姉妹の所得・課税証明書は不要です。
4 受付事前チェックシート（原本）	

【重要】「申請者全員が提出する書類」についての注意点

以下①～③のうち、1つでも該当する場合は、受付後であっても申請を無効とします。

①授業料免除申請システムに同一生計の家族を入力していない場合

→受付の際、本人調書に記載されている同一生計家族全員分の所得・課税証明書があるかどうかを確認します。全員分の所得・課税証明書が無い場合は、受付をしません。

受付後、過去の申請資料を確認します。その結果、他にも同一生計の家族がいるにも関わらず、本人調書にその家族の記載がないことが判明した場合は、受付後であっても申請を無効とします。

②提出された所得・課税証明書が、「平成29年度（平成28年分）」ではなかった場合

→「平成28年度（平成27年分）」は不可です。最新年度の所得・課税証明書を提出してください。

③提出された所得・課税証明書が、原本ではなかった場合

→コピー、FAX等は不可です。

(2) 所得に関する書類

申請者本人と同一生計の家族に、以下に該当する方がいる場合、全ての収入に関し、所得・課税証明書に加え必要書類を提出してください。

① 給与所得

対象者	必要書類	発行機関等
現在勤務中の場合 ※所得・課税証明書の「給与収入」欄に金額が計上されている方が対象です。 ※申請者本人のアルバイトも含みます。	○平成28年分源泉徴収票（写） ・紛失等で手元にない場合は、勤務先にて再発行又は「給与等支給（見込）証明書（様式あり）」を作成してもらってください。パート、アルバイト等賞与が支給されない方は、「直近3ヶ月分の給与明細の写し」でも構いません。 ・（主にアルバイト）給与が現金手渡しの場合は、勤務先にて「給与等支給（見込）証明書」を作成してもらってください。	勤務先
平成28年1月2日以降、新規に就職した場合	○給与等支給（見込）証明書（様式あり）（原本） ・正社員等、賞与が支給される雇用形態の場合や給与が現金手渡しの場合は必ず提出してください。 ・パート、アルバイト等、賞与が支給されない	勤務先

※パート、アルバイトも含まれます。	雇用形態の場合は、「直近3ヶ月分の給与明細の写し」でも構いません。	
失業給付金を受給している場合	○雇用保険受給資格者証（表・裏）（写） ・基本日額，残日数が記載されているものの写しを提出してください。	ハローワーク
年金・恩給受給者 ※所得・課税証明書の「公的年金」欄に金額が計上されている方が対象です。	○平成28年分の年金等の源泉徴収票（写） ・源泉徴収票がない場合は，最新の「年金支払（振込）通知書（写）」又は「年金改定通知書（写）」を提出してください。 ・複数の年金を受給している場合は，全ての年金についての書類を提出してください。	日本年金機構等
障がい年金受給者 遺族年金受給者	○最新の「年金支払（振込）通知書（写）」又は「年金改定通知書（写）」	日本年金機構等
児童手当受給者 ※中学3年生以下の子どもがおられる世帯が対象です。	○児童手当支給に関する金額の記載してある通知書（写） ・市区町村によっては，発行されない場合もありますので，その場合は，「通帳のコピー（平成29年6月分の振込が確認できるもの）」を提出してください。	市区町村役場
児童扶養手当受給者 ※主に母子家庭、父子家庭の方が対象です。	○児童扶養手当証書（写）又は児童扶養手当額決定通知書（写）	市区町村役場
傷病手当受給者	○傷病手当金支給決定通知書（写） ・前年（平成28年）1年分を提出してください。支給が1年に満たない場合は，実際に支給があった期間分を提出してください。	
生活保護受給世帯	○最新の生活保護決定（変更）通知書（写） ・月額等，金額が分かるものを提出してください。	

② 給与以外の所得

自営業 商・工・農林・水産業・ 不動産業 雑所得（利子配当，一時所得）など	【確定申告をしている場合】 ○平成28年分確定申告書の第一表，第二表，第三表（写） <u>※個人番号（マイナンバー）を塗りつぶして，見えない状態で提出してください。</u>	税務署 市区町村役場
--	--	---------------

<p>自営業 商・工・農林・水産業・ 不動産業 雑所得（利子配当，一時所得）など</p> <p>※所得・課税証明書に「営業所得」、「農業」、「不動産」など給与収入以外の収入が計上されている方が対象です。</p>	<p>【市民税・県民税の申告をしている場合】 ○平成29年度市民税・県民税申告書（写）</p> <p>【平成28年1月以降に転業・開業した場合】 上記の「確定申告書」又は「市民税・県民税申告書」に加えて、「直近3ヶ月分の収入金額と必要経費が分かる書類（様式任意）」を提出してください。</p>	
---	--	--

③ 臨時所得

<p>平成29年4月1日以降に仕事を退職した場合</p>	<p>○退職に関する証明書（様式あり）（原本）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職所得の源泉徴収票（写）でも構いません。 ・退職金の金額、振込日が分かる書類であれば、本学指定の様式以外でも構いません。ただし、勤務先の社印等がある原本に限ります。 ・退職時に正社員だった場合は、退職金の有無に関係なく提出してください（パート・アルバイトの場合は不要）。 	<p>税務署 市区町村役場</p>
<p>学資負担者が死亡した場合 ※平成29年4月1日以降</p>	<p>○死亡診断書（写）等、死亡が確認できる書類</p> <p>○退職に関する証明書（様式あり）（原本）</p> <p>○生命保険金等の支給証明書（写）</p> <p>↑上記のうち、該当するものを提出してください。</p>	<p>医師 元勤務先 保険会社等</p>

（3）特別控除に関する書類

以下の特別控除を希望する場合は、該当の書類を提出してください。**本学が指定する期日までに書類の提出がない場合は、控除の対象としません。**

区分	必要書類	発行機関等
<p>申請者本人の兄弟姉妹が国立の大学（短期大学）、高等専門学校、専修学校（専門・高等課程）に在学している場合</p>	<p>○在学証明書及び授業料免除状況証明書（様式あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原本を提出してください。 ・上記様式による証明書のみ受理します。ただし、平成28年度の授業料免除状況について記載があれば、各機関の様式でも構いません。 	<p>在学学校</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年10月1日以降の日付で発行されたものを提出してください。 ・平成29年10月13日(金)までに提出してください。 	
申請者本人の兄弟姉妹が公立・私立の大学(短期大学), 高等専門学校, 専修学校(専門・高等課程)に在学している場合	<ul style="list-style-type: none"> ○在学証明書(専修学校の場合は, 在籍課程が明示されていること) ・原本を提出してください。 ・平成29年10月1日以降の日付で発行されたものを提出してください。 ・平成29年10月13日(金)までに提出してください。 	在学学校
身体障がい者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者手帳(写) ・現在申請中で申請期間内に提出できない場合は, その旨を受付時に申し出てください。その場合, 平成29年10月13日(金)までに提出できた方のみ, 控除を適用します。 	市区町村役場
6ヶ月以上の長期療養者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○長期療養申立書(様式あり)(原本) ○6ヶ月以上の療養が確認でき, 且つ現在も加療中であることが確認できる医師の診断書(原本) ○直近1年分の領収書(写) ○高額療養費等, 補填を受けた場合は, その金額がわかるもの(写)(振込通知など)(該当者のみ) ・控除の対象となるのは, 健康保険適用の医療費でかつ診断書に記載されてある病名と関連のある領収書のみです。 ・領収書は月ごとに整理し, 貼付台紙に貼付してください。<u>未整理・不鮮明のものは, 控除の対象としません。</u> ・健康保険適用かどうか不明な領収書については, 控除の対象としません。 	医療機関
申請者本人又は学資負担者が災害を受けた場合 ※平成29年4月1日以降	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書(原本) ○公課証明書(原本) 	市区町村役場

※母子・父子世帯について

母子・父子世帯による特別控除の対象となるのは, 現在の家庭の状態が「死別」, 「離婚」, 「行方不明」のいずれかに該当する世帯です。

「離婚はしていないが別居中」,「離婚調停中」等の場合は,母子・父子世帯には該当しません。

以下のような状況の世帯も母子・父子世帯に該当します。

- ・ 母（又は父）と 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- ・ 18 歳未満だけの世帯（就学者であれば 18 歳以上を含む。）
- ・ 祖父母の世帯
- ・ 申請者本人とその兄弟姉妹だけの世帯

(注) 以下の学生等は, 就学者には含まれません。

- ・ 予備校生, 浪人生等
- ・ 防衛大学校, 海上保安学校等, 給与が支給される学校に在籍している学生

(4) その他の書類

区分	必要書類	発行機関等
学部 1 年生	○出身高等学校の調査書（原本） ・必ず「調査書」を提出してください。成績証明書は調査書ではありません。 ・調査書を発行できない事情がある場合（高卒認定など）、又は本学が指定する期日までに提出しなかった場合、学力基準は入試成績のみで判定します。	
給付型奨学金受給者 ※返還を必要としない奨学金	○奨学金採用通知（写） ・受給額がわかるものを提出してください。 ・貸与型奨学金（日本学生支援機構等）及び七村奨学金については、 <u>提出不要です。</u>	
独立生計者 ※日本人学生	○生活状況申告書（独立生計申立書）（様式あり）（原本） ○健康保険証の写し ○父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母等の源泉徴収票（写）など）	
外国人留学生 ※生活状況申告書の内容が実態とかけ離れている場合は、虚偽申告と見な	○生活状況申告書（独立生計申立書）（様式あり）（原本） ○在留カード（両面）の写し ○健康保険証の写し ○（仕送りがある場合）仕送り額を証明できる書類（例：通帳のコピー）	

し、申請を無効にします。	○（自国での）奨学金採用通知の写し ・自国から給付型奨学金を受領している方が対象です。	
--------------	--	--

6 提出書類の簡略化について

平成29年度前期分の授業料免除申請をされた方は、提出書類を簡略化することができます。以下（1）または（2）の方法により申請をしてください。なお、平成29年度前期分の授業料免除申請をしていない方が、以下（1）または（2）の方法により申請した場合は、その申請は無効となります。

（1）収入状況および家族状況について前期から変更がない場合

「収入状況に変更がない」とは、同一生計家族が、前期申請時から引き続き同一の仕事に就いている場合、また、諸手当（児童手当、児童扶養手当など）を引き続き受給されている場合などをいいます。「家族状況に変更がない」とは、家族構成に変更がない場合、また、兄弟姉妹が通学している学校に変更がない場合などをいいます。

以下3点の書類のみで、平成29年度後期分の授業料免除申請を受け付けます。

ただし、3点が完全に揃っていない場合は、申請を受理しません。

必要書類	留意事項
1 平成29年度後期分授業料免除 <u>継続</u> 申請書（原本） ※様式は以下のURLからダウンロードしてください。 http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#04	・署名が必要なため、手書きで作成してください。 ・学生本人と保護者両方の署名・押印が必要です（独立生計者および外国人留学生は除く）。署名・押印が無い場合は、申請を受理しません。また、同一の筆跡、同一の印の使用している場合も受理しません。
2 本人調書（原本）	・4頁の「2 本人調書（原本）」の留意事項を参照してください。
3 平成29年度の所得・課税証明書（原本） ※①所得の種類・金額，②住民税課税額の2点が記載されている「所得・課税証明書」を提出してください。	・4頁の「3 平成29年度の所得・課税証明書（原本）」の留意事項を参照してください。

(2) 収入状況および家族状況について前期から変更がある場合

以下4点の書類のみで、平成29年度後期分の授業料免除申請を受け付けます。

ただし、1～3の書類が完全に揃っていない場合は、申請を受理しません。

必要書類	留意事項
1 平成29年度後期分授業料免除 <u>変更</u> 申請書（原本） ※様式は以下のURLからダウンロードしてください。 http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#04	・署名が必要なため、手書きで作成してください。 ・学生本人と保護者両方の署名・押印が必要です（独立生計者および外国人留学生は除く）。署名・押印が無い場合は、申請を受理しません。また、同一の筆跡、同一の印を使用している場合も受理しません。 ・ <u>変更があった内容を具体的に記入してください。</u>
2 本人調書（原本）	・4頁の「2 本人調書（原本）」の留意事項を参照してください。
3 平成29年度の所得・課税証明書（原本） ※①所得の種類・金額，②住民税課税額の2点が記載されている「所得・課税証明書」を提出してください。	・4頁の「3 平成29年度の所得・課税証明書（原本）」の留意事項を参照してください。
4 変更内容に応じた書類	※次表参照

※「収入状況に変更がある」場合の例

変更内容	必要書類
転職した，新規で就職した ※パートやアルバイトのシフト変更は含みません	○給与等支給（見込）証明書（原本） ・正社員の場合 ○最近3ヶ月分の給与明細（写） ・パート，アルバイトの場合
退職した	○退職に関する証明書（原本）
失業給付金が受給開始となった	○雇用保険受給資格者証（表・裏）（写）
年金が受給開始となった	○年金証書（写）

児童扶養手当が受給開始となった	○児童扶養手当証書(写)又は児童扶養手当額決定通知書(写)
傷病手当が受給開始となった	○傷病手当金支給決定通知書(写)
生活保護が受給開始となった	○生活保護決定通知書(写)
臨時所得があった ※退職や学資負担者死亡などの理由による	○退職に関する証明書(原本) ○生命保険金等の支給証明書(写) ○死亡診断書(写) ※該当するものを提出してください。
災害を受けた	○罹災証明書(原本) ○公課証明書(原本)
<ul style="list-style-type: none"> ・パート、アルバイトを辞めた ・失業給付金の給付期間が終了した ・年金が支給されなくなった ・児童手当の支給期間が終了した ・児童扶養手当の支給期間が終了した ・傷病手当の支給期間が終了した ・生活保護が支給されなくなった 	提出していただく書類はありません。 変更申請書に、変更があった具体的な内容として必ず記入してください。

※「家族状況に変更がある」場合の例

変更内容	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹が独立した ・父母が離別した 	○該当者の記載を削除した状態の本人調書(原本)
進学・編入学等により、兄弟姉妹が通学する学校が変更となった	○該当者の学校名を変更した状態の本人調書(原本) ○在学証明書及び授業料免除状況証明書(原本) ・国立の学校に通学している場合 ○在学証明書(原本) ・公立または私立の学校に通学している場合
兄弟姉妹が学校を退学した	提出していただく書類はありません。 変更申請書に、変更があった具体的な内容として必ず記入してください。

7 不足書類がある場合について

申請書類提出後、不足書類がある場合は、本学が指定した提出期限までに提出するように依頼をします。不足書類の提出期限は延長しませんので、必ず本学が指定した提出期限までに提出してください。仮に、不足書類の提出が遅れる旨の連絡をしてきても、提出期限の延長は認めません。

本学が指定した提出期限までに不足書類を提出しない場合は、提出期限の翌日に、保護者宛に書類督促の文書を送付します（独立生計者、留学生の場合は本人宛に送付します）。督促文書に記載している提出期限までに提出しない場合は、申請の意志が無いとみなし、申請を無効とします。

8 申請結果の決定時期と授業料納付について

平成29年12月中旬頃、申請者の山口大学公式メールアドレス宛に、申請結果の通知メールを送付します。

申請結果が出るまで、授業料は納付しないでください。一度納付した授業料は返還できませんので、授業料を納付した場合は、授業料免除申請を辞退したことになります。授業料の自動引落手続をしている方については、11月末の引落を停止します。引落を停止するために、みなさんが何か手続をする必要はありません。

申請結果通知後、不許可の方は授業料の全額を、半額免除の方は授業料の半額を指定する日に引落しますので、指定日前日までに入金してください。納付を怠った場合は、除籍となります。

9 注意事項

- ・申請書類提出後、書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、書類の提出を追加で依頼することがありますので、本学から連絡があった場合は、速やかに応答してください。
- ・本学からの連絡は、原則メールで行います。メールは申請者の山口大学公式メールアドレス宛に送付します。山口大学公式メールアドレスを普段使用していない場合は、各自の携帯電話等に転送設定をする等、メールを確認できる状態にしておいてください。山口大学公式メールアドレスを普段使用していないため、メールの確認が遅れたとしても、そのことによって生じる不利益・不都合は全て自己責任とします。
- ・授業料免除担当の電話番号（083-933-5611）を携帯電話に必ず登録しておいてください。
- ・簡単な確認事項の場合は、電話をかけますので着信があった場合は、折返し連絡をしてください。
- ・申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請結果の通知後であっても免除の許可を取り消すことがありますので十分注意してください。
- ・申請結果の通知より前に休学・退学する場合や、申請者本人の連絡先の変更があった場合は、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。

- ・申請書類提出後、同一生計の家族が転職等で、家計状況に変更が生じた場合は、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
- ・申請者の世帯収入状況に変化がないとしても、他の申請者の状況等により前回と同じ申請結果になるとは限りませんので留意してください。
- ・申請者は「学生本人」です。窓口申請に来られたときに、家計状況について質問することがありますので、本学からの質問に答えられるよう、申請書類の内容について熟知しておいてください。

本しおりに関する問い合わせ先

山口大学学生支援課学生サービス係（共通教育棟本館1階8番窓口）

（対応時間）8：30～17：15

（電話）083-933-5611

（E-mail）ga113@yamaguchi-u.ac.jp